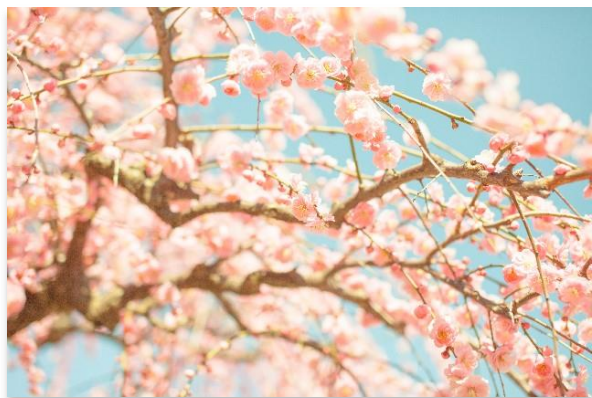


ニュースレター第26号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第26号」を送付させていただきます。



余寒の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

1月29日には福岡県がインフルエンザ注意報を発令しました。1月28日までに137の幼稚園や小中学校が学級閉鎖や休校となったそうです。

私事ですが、息子たちの学校や幼稚園も休校となりました。

現在も未だ流行中ですので、ご自身やご家族の手洗い・うがい・マスクの着用などでしっかりと予防し、お元気にお過ごしください。

ピックアップLAW NEWS

「自転車通勤と企業のリスク」

健康志向の高まりで、自転車通勤を行う従業員の方が増えていきます。

ですが、自転車通勤中の従業員が加害者となる交通事故が発生した場合、従業員と企業に高額な損害賠償が請求されるリスクをご存知でしょうか。



1. 従業員が高額賠償を求められるリスク

近年、自転車に乗っていた方が交通事故の加害者となり、高額な損害賠償が認定される裁判例がよく見られます。

たとえ自転車であっても、衝突した歩行者や他の自転車、バイク等が転倒し、重度の後遺障害や死亡という最悪の結果になれば、自動車に加害者になった場合と同様に、数千万単位の損害賠償を請求されるのです。

例えば、自転車同士の衝突で被害者が言語障害等を残した事例では9,000万円、歩行者と衝突して被害者が死亡した事例では7,000万円の損害賠償が裁判で認められています。

次のページに続きます▶▶▶



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎ 0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分

高額の賠償を命じる判決がくだされた場合、保険があればいいのですが、自転車に対人賠償保険を付けている方は25%程度です。

そして、所有する自動車に対人賠償保険がついていても、特約がなければ自転車の事故では使えません。

このように、自転車保険がないと、高額賠償判決に基づく所有財産や給与の差し押さえなどで、従業員には多大な負担が生じます。

そして、所有する自動車に対人賠償保険がついていても、特約がなければ自転車の事故では使えません。

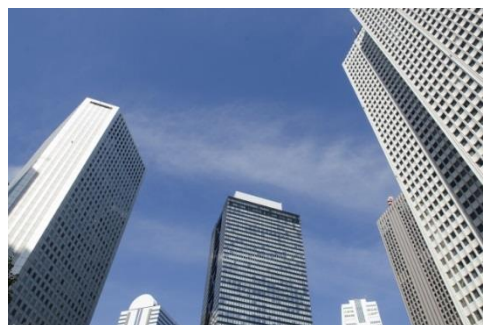
2. 企業が使用者責任を問われるリスク

自転車保険がなく、従業員にも賠償金支払いの資力がない場合、事故被害者の方は**企業の使用者責任を最後のよりどころとして**、企業に賠償請求を行うことが考えられます。

裁判例では、通勤中の自転車事故で企業の使用者責任を肯定した事例が少数ですが存在します。

使用者責任が肯定されると、**加害従業員と企業は連帯して全額の賠償を行わなければなりません**。

また、使用者責任が最終的に否定されるにしても、企業に対して訴訟が提起されれば、**訴訟費用や弁護士費用を企業が支払って対応しなければなりません**。



3. 対処方法



これらのリスクを低減させるには、**通勤に使用する自転車に保険をつけることが最善だ**と思われます。

企業としては、**自転車通勤を許可制にして、許可条件として自転車保険の付帯を義務付ける就業規則にする**などの具体的な対応が考えられます。

4. おわりに

従業員と企業のリスクを低減することは重要ですが、なにより、自転車保険がないために十分な補償を受けられない被害者を減らすためにも、通勤用に限らず、自転車保険の付帯を是非ご検討いただければと思います。

(文責: 弁護士 櫻井正弘)

“新年発表会”とその後・・・

こんにちは、事務局のものです。

先月、当事務所の毎年恒例行事となっている「**新年発表会**」を行いました！

昨年の合宿で掲げた目標と、実際下半期を終えてどうだったのか、各々の反省を踏まえた上で行われました。

2016年はどのような活躍の仕方ですべてに貢献していきたいのか、そのためには具体的にどのような行動をとるべきなのか等を話し合いました。

前回の新年発表会とは違い、反省は各々で事前に行っておき、今後のことについてのみ皆で話し合った点が、前回の新年発表会とは大きく違う点です。

従来よりも、前向きな話し合い・取り組みに多くの時間を費やすことができるようになったかと思われ

ます。その前向きな話し合い・取り組みは、以下のようなものです。



PT (project team) 会議

「環境改善」「マナー向上・教育」等の、いくつかのプロジェクト毎にメンバーが割り振られ、そのテーマについて会議を行うものです。

そのプロジェクトにおける今後の対策について具体的に話しあい、その内容を発表するというものです。

新年発表会後も、この取り組みは継続しており、各プロジェクトチームで昼食の時間を利用して会議を行っております。

話し合った内容は、朝礼などの場を利用して発表し、事務所一同で実践するというものを行っております。

表彰式



今回は「**表彰式**」も行いました。

事務所のメンバーそれぞれ一人一人が、「表彰したい人」・「理由」を挙げ、投票結果を集計してその結果をもとに表彰するというものです。

様々な内容において表彰され、それぞれの個性が認められ賞賛されるので、とても良い行事であると感じます。

また、お互い日頃伝えることのできなかった感謝の気持ちもメンバー同士伝えることが出来たのではないかと思います。

きっと、これから精進していくための力となるはずですよ。

これを機に気持ちを新たに、また、目標を明確にし、一人一人精進していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

